

茨城町地域防災計画（原子力災害対策計画編）新旧対照表

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由
第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 県及びその他原子力防災機関の業務 7 指定公共機関 (1) 東日本電信電話株式会社（茨城支店） (略)	第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 県及びその他原子力防災機関の業務 7 指定公共機関 (1) NTT東日本 株式会社（茨城支店） (略)	5	社名の変更に伴う修正
第2章 原子力事前災害対策 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 3 通信手段・経路の多様化 (4) 災害時優先電話等の活用 町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。	第2章 原子力事前災害対策 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 3 通信手段・経路の多様化 (4) 災害時優先電話等の活用 町は、NTT東日本 株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。	17	社名の変更に伴う修正
第15節 住民に対する防災知識の普及 町は、国、県及び原子力事業者と連携して、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、わかりやすく記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、ビデオ、ホームページ等を作成し、積極的に防災知識の普及に努める。	第15節 住民に対する防災知識の普及 町は、国、県及び原子力事業者と連携して、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、わかりやすく記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、ビデオ、ホームページ、スマートフォンアプリ等を作成し、積極的に防災知識の普及に努める。	27	新たな情報伝達手段の追加
第3章 緊急事態応急対策 第7節 情報収集・広報 3 広報の基本方針 情報の伝達手段は、防災行政無線、ホームページ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。	第3章 緊急事態応急対策 第7節 情報収集・広報 3 広報の基本方針 情報の伝達手段は、防災行政無線、ホームページ、スマートフォンアプリ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。	42	新たな情報伝達手段の追加
第3章 緊急事態応急対策 第7節 情報収集・広報 4 町の行う広報 (2) 町長は、防災行政無線、ホームページ、広報車、掲示板、広報紙等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図るものとする。	第3章 緊急事態応急対策 第7節 情報収集・広報 4 町の行う広報 (2) 町長は、防災行政無線、ホームページ、スマートフォンアプリ、広報車、掲示板、広報紙等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図るものとする。	43	新たな情報伝達手段の追加

現計画				改定（案）				現計画 掲載頁	改定理由
第3章 緊急事態応急対策 第8節 避難・屋内退避 1 避難、屋内退避等の指標				第3章 緊急事態応急対策 第8節 避難・屋内退避 1 避難、屋内退避等の指標				45	原子力災害対策指針との整合を図るため
基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1)}	防護措置の概要	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1)}	防護措置の概要		
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)		
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{注3)} の摂取を制限とともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{注3)} の摂取を制限とともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施		
注2) 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。				注2) 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。 OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。				51	新たな情報伝達手段の追加
第3章 緊急事態応急対策 第9節 要配慮者への対応 1 広報				第3章 緊急事態応急対策 第9節 要配慮者への対応 1 広報					
町は、県と連携し、視聴覚障がい者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語放送等による情報提供を行う。				町は、県と連携し、視聴覚障がい者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ、スマートフォンアプリ等を活用して、字幕や文字放送、外国語放送等による情報提供を行う。					

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由
<p>特に、農林水産業、商工業、観光業等への風評被害を防止するため に、国、県と連携し、テレビ、ラジオ、ホームページ、 _____広告、SNS等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関 係団体等への職員の派遣、街頭での周知宣伝等を通じ、各種安全宣言 の周知活動やイメージ回復のためのキャンペーンを行うものとする。</p>	<p>特に、農林水産業、商工業、観光業等への風評被害を防止するため に、国、県と連携し、テレビ、ラジオ、ホームページ、スマートフォ ンアプリ、<ins>スマートフォ ンアプリ</ins>、広告、SNS等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関 係団体等への職員の派遣、街頭での周知宣伝等を通じ、各種安全宣言 の周知活動やイメージ回復のためのキャンペーンを行うものとする。</p>		